

2 監 査 第 227 号  
令 和 3 年 3 月 26 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
（通知）

令和3年2月18日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求を却下する理由

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年2月18日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

#### 1 請求の対象となる職員又は機関

自分の公的職務又は私的職務を違法に教育委員会顧問弁護士（以下「顧問弁護士」という。）に行わせた教育委員会職員（以下「職員」という。）、教育委員会教職員課長（以下「教職員課長」という。）及び同課法務グループ職員（以下「法務グループ職員」という。）並びに顧問弁護士

#### 2 請求の対象となる財務会計行為

(1) 職員は、「顧問弁護士設置要綱、第3職務」（以下「設置要綱」という。）及び「教育委員会法務相談実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づかない職務である、自分で行うべき公的職務又は私的職務を、顧問弁護士に違法に行わせている。

(2) 教職員課長及び法務グループ職員は、顧問弁護士の職務を管理すべき立場でありながら、(1)のような違法なことを黙認してきた。

(3) 令和2年7月3日付けで提出の住民監査請求監査結果によると、次の①～④の違法な事務処理があり、顧問弁護士は、この①～④の職務も含めて顧問としての弁護士報酬を得てきた。

① （平成31年度）実施要領に基づかない法務相談は14件

② 実施要領に基づかない法務相談は所定の相談記録が存在しておらず、十分な内容の確認ができない状況

③ （平成30年度～27年度）これらの年度において実施要領に基づかない法務相談について相当件数を実施したとの説明があったが、それらを裏付ける資料を確認することはできなかった。

④ 書面作成、相手方との交渉等の時間が相当程度あるとの付言があったが、それらを裏付ける資料を確認することはできなかった。

#### 3 上記の行為が違法・不当である理由

教育委員会と顧問弁護士は、設置要綱及び実施要領に基づかない違法な事務処理を行ってきた。

#### 4 請求する措置

(1) 自分の公的職務又は私的職務を顧問弁護士に行わせた職員は、自分で職務を行わず違法に顧問弁護士に行わせたということなので、この職務に相当する給与を愛知県に返還すべきである。

- (2) 教職員課長及び法務グループ職員は、顧問弁護士の職務を管理すべき立場でありながら、2(1)のような違法なことを黙認してきたことから、管理者としての職務に相当する給与を愛知県に返還すべきである。
- (3) 顧問弁護士が、2(3)に記載する①～④の職務も含めて顧問としての弁護士報酬を得てきたのならば、この職務に相当する金額を愛知県に返還すべきである。

## 第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できるとする制度である。

したがって、住民監査請求においては、単なる個人的な見解を述べるだけでは足りず、請求人が違法又は不当と主張する財務会計上の行為について、なぜそれが違法又は不当であるのか、その理由あるいは事実を具体的に摘示する必要がある。また、当該行為につき、監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示する必要がある。

以下、請求人の主張の要件該当性を順次検討する。

- 1 第1（請求の内容）2(1)及び4(1)につき、そこで記載されている「自分の公的職務又は私的職務」の趣旨は、必ずしも明らかでないが、請求人は「顧問弁護士の職務は、設置要綱及び実施要領の記載事項に限られるのであって、それ以外の職務は、職員が行うべき「自分の公的職務又は私的職務」に属するものであるから、職員が顧問弁護士に依頼した、職員が行うべき「自分の公的職務又は私的職務」に相当する給与を返還すべきである。」と主張しているものと推察される。

しかし、請求人の主張は、職員が顧問弁護士に違法に行かせたとする具体的な職務が不明であるばかりでなく、設置要綱及び実施要領に照らしても、本件住民監査請求の対象となる財務会計上の行為を特定することができな

い。

- 2 第1（請求の内容）2(2)及び4(2)につき、請求人の主張の前提としている教職員課長及び法務グループ職員が顧問弁護士の職務を管理すべき立場にいう「管理」の中身や法的根拠は、明らかでないばかりでなく、請求人の「2(1)のような違法なことを黙認してきた」との主張は、単なる個人的な見解を述べているにすぎず、財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を摘示していると認めることはできない。
- 3 第1（請求の内容）4(3)につき、請求人の主張は、同項2(3)にある「①～④の違法な事務処理」を前提としているが、請求人の提出した令和2年7月3日付けの住民監査請求に係る監査結果において、各顧問弁護士が設置要綱に基づく職務及び服務に違反している事実を認めることはできないと判断しているところであり、①～④に関して、顧問弁護士の職務及び服務に係る違法な事実があったとは認められないことから、顧問弁護士が弁護士報酬の一部を愛知県に返還すべきとの請求人の主張は、単なる個人的な見解を述べているにすぎず、財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を摘示していると認めることはできない。

### 第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。